

答申第 1 1 9 号

(諮問第 1 4 3 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 2 月 22 日付けで行った 2 件の公文書非公開決定処分及び公文書公開決定処分並びに同年 3 月 2 日付けで行った公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 2 月 13 日付け及び同月 22 日付けで、実施機関に対して、次の内容の合わせて 3 件の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 令和 4 年 2 月 13 日付け公開請求

- ① 労働安全衛生法の規定に基づいて衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部の事業場から、令和 3 年 5 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに提出があった「健診年月日」欄に令和 2 年又は令和 3 年の日付が記載された特殊健康診断結果報告の類（労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部）
- ② 労働安全衛生法の規定に基づいて衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部の事業場から、令和 4 年 1 月 1 日以降に提出があった「健診年月日」欄に令和 2 年又は令和 3 年の日付が記載された特殊健康診断結果報告の類（労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部）

(2) 令和 4 年 2 月 22 日付け公開請求

大分工業高等学校で実施されている有機溶剤又は特定化学物質の取り扱い作業に関し、令和 3 年 4 月 1 日以降に労働安全衛生法の規定に基づいて実施された特殊健康診断に関し令和 4 年 1 月末日までに大分県人事委員会へ提出された特殊健康診断結果報告書の類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 22 日付け及び同年 3 月 2 日付けで、次のとおり、合わせて 4 件の公文書非公開決定及び公文書公開決定を行い、審査請求人に通知した。

(1) 令和 4 年 2 月 22 日付け決定

- ① 上記 1 (1) ①の公開請求に対して、公文書不存在（当該期間に提出されたも

のがないため)を理由として非公開決定(以下「本件処分1」という。)を行った。

② 上記1(1)②の公開請求のうち、衛生環境研究センターについて、公開決定(以下「本件処分2」という。)を行った。

③ 上記1(1)②の公開請求のうち、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部について、公文書不存在(公開請求受理時点では当該文書を取得していないため)を理由として非公開決定(以下「本件処分3」という。)を行った。

(2) 令和4年3月2日付け決定

④ 上記1(2)の公開請求に対して、公文書不存在(当該期間に提出されたものがないため)を理由として非公開決定(以下「本件処分4」という。)を行った。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法(昭和26年法律第68号)第2条の規定に基づき、上記4件の非公開決定及び公開決定について、令和4年3月12日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記4件の非公開決定処分及び公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第30条の3及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)第41条の規定を根拠として、事業者には、有機溶剤等健康診断結果報告書(以下「有機報告書」という。)及び特定化学物質健康診断結果報告書(以下「特化報告書」という。)を遅滞なく労働基準監督機関へ提出することが課せられている。

そして、有機則及び特化則のそれぞれの通達において、有機報告書及び特化報告書は、有機溶剤等健康診断(以下「有機健康診断」という。)及び特定化学物質健康診断(以下「特化健康診断」という。)の完了後おおむね1月以内に提出することとされているから、対象文書は、有機健康診断及び特化健康診断完了後おおむね1月以内に実施機関へ提出されるべきものである。

よって、本件処分1、本件処分3及び本件処分4の非公開理由は、不合理である。

また、本件処分2において、衛生環境研究センターの特化報告書として2枚が公開されているが、令和2年度に実施された特化健康診断では、1回の特化健康診断

につき 2 枚の報告書が提出されていることからすると、合計で 4 枚の提出があつてしかるべきであり、文書の特定が不十分である。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件処分 1 について

有機則第 30 条の 3 及び特化則第 41 条の規定により、有機報告書及び特化報告書は、事業者が遅滞なく提出することとなっているが、公文書公開請求の対象期間である令和 3 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に、令和 2 年又は令和 3 年に実施された有機健康診断及び特化健康診断に関して、衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部から実施機関あてに提出された報告書はない。

よって、対象公文書を取得していないため、公文書不存在により非公開としたものである。

2 本件処分 2 について

衛生環境研究センターから、令和 2 年又は令和 3 年に実施された有機健康診断及び特化健康診断について、公文書公開請求の対象期間である令和 4 年 1 月 1 日以降、以下の 4 件の報告書が実施機関に提出された。

- (1) 有機報告書（令和 4 年 1 月 25 日付け、令和 3 年 6 月 9 日実施分、1 枚）
- (2) 有機報告書（令和 4 年 1 月 25 日付け、令和 3 年 12 月 14 日実施分、1 枚）
- (3) 特化報告書（令和 4 年 1 月 25 日付け、令和 3 年 6 月 30 日実施分、1 枚）
- (4) 特化報告書（令和 4 年 1 月 25 日付け、令和 3 年 12 月 6 日実施分、1 枚）

よって、本公開決定において、この 4 件の公文書を公開したものである。

また、特化健康診断の対象業務については、5 年ごとに、大分県人事課が特定化学物質の取扱状況を調査の上、産業医の判定により見直しを行っている。同センターについては、令和 2 年度までは 5 種類の業務を対象としていたため特化報告書が 2 枚にわたっていた。しかし、令和 2 年度に令和 3 年度以降の見直しが行われ、令和 3 年度は 2 種類の業務が対象となったため、特化報告書が 1 枚となったものである。

よって、公開した公文書に漏れはない。

3 本件処分 3 について

上記 1 と同様に、公文書公開請求の対象期間である令和 4 年 1 月以降、公文書公開請求書受理時点においては、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部から実施機関あてに提出された有機報告書及び特化報告書はない。

よって、対象公文書を取得していないため、公文書不存在により非公開としたものである。

4 本件処分4について

有機則第30条の3及び特化則第41条の規定により、有機報告書及び特化報告書は、事業者が遅滞なく提出することとなっているが、令和3年4月1日以降に実施された有機健康診断及び特化健康診断に関して、令和4年1月末日までに、大分工業高等学校から実施機関あてに提出された報告書はない。

よって、対象公文書を取得していないため、公文書不存在により非公開としたものである。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、次のとおりである。

- (1) 有機則第30条の3及び特化則第41条の規定に基づいて、衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部から、令和3年5月1日から同年12月31日までの間に提出された「健診年月日」欄に令和2年又は令和3年の日付が記載された有機報告書及び特化報告書（以下「本件対象公文書1」という。）
- (2) 有機則第30条の3及び特化則第41条の規定に基づいて、衛生環境研究センターから、令和4年1月1日以降に提出された「健診年月日」欄に令和2年又は令和3年の日付が記載された有機報告書及び特化報告書（以下「本件対象公文書2」という。）
- (3) 有機則第30条の3及び特化則第41条の規定に基づいて、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部から、令和4年1月1日以降に提出された「健診年月日」欄に令和2年又は令和3年の日付が記載された有機報告書及び特化報告書（以下「本件対象公文書3」という。）
- (4) 大分工業高等学校において、令和3年4月1日以降に実施された有機健康診断及び特化健康診断について、有機則第30条の3及び特化則第41条の規定に基づいて、令和4年1月末日までに提出された有機報告書又は特化報告書（以下「本件対象公文書4」という。）

2 非公開決定及び公開決定の適否について

(1) 法令の規定について

有機則第29条の規定により、事業者は、屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に医師による有機健康診断を行わなければならないとされており、有機健康診断を行ったときは、有機則第30条の3の規定により、遅滞なく、有機報告書を所轄労働基準監督機関に提出しなければならないとされている。

また、特化則第 39 条第 1 項の規定により、事業者は、特定化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、定期的に医師による特化健康診断を行わなければならないとされており、特化健康診断を行った時は、特化則第 41 条の規定により、遅滞なく、特化報告書を所轄労働基準監督機関に提出しなければならないとされている。

(2) 本件処分 1 について

実施機関は、弁明書において、有機報告書及び特化報告書は、事業者が遅滞なく提出することとされているが、公文書公開請求の対象期間である令和 3 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に、令和 2 年又は令和 3 年に実施された有機健康診断及び特化健康診断に関して、衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部から実施機関あてに提出された報告書はないと主張している。

この点について、実施機関あてに提出された対象公文書はないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないとする実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書 1 が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

(3) 本件処分 2 について

実施機関は、弁明書において、衛生環境研究センターから、令和 2 年又は令和 3 年に実施された有機健康診断及び特化健康診断について、公文書公開請求の対象期間である令和 4 年 1 月 1 日以降に 4 件の報告書が提出されたため、当該 4 件の報告書を公開決定したと主張している。

また、公開した 4 件の報告書のうち、特化報告書について、審査請求人が、1 回の特化健康診断につき 2 枚の報告書があつてしかるべきと指摘していることに関しては、特化健康診断の対象業務は、5 年ごとに、大分県人事課が各事業場における特定化学物質の取扱状況を調査した上で、産業医の判定により見直しが行われており、同センターについては、令和 2 年度までは 5 種類の業務が対象となっていたところ、令和 3 年度以降は、当該見直しにより、2 種類の業務が対象となったことに伴い、1 回の特化健康診断につき 1 枚の特化報告書となったものであると主張している。

この点について、公文書公開請求の対象期間である令和 4 年 1 月 1 日以降、同センターから 4 件の報告書が提出されたものであり、また、特化健康診断の対象業務が 5 種類から 2 種類に見直されたことに伴い、特化報告書の枚数が 1 回の特化健康診断につき 1 枚となったという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、本件対象公文書の特定に漏れはないとする実施機関の説明は、信用できる。

したがって、実施機関が、公文書公開請求の対象期間である令和 4 年 1 月 1 日以降に提出された同センターの報告書 4 件を本件対象公文書 2 として特定し、公

開決定を行ったことは、妥当である。

(4) 本件処分3について

実施機関は、弁明書において、公文書公開請求の対象期間である令和4年1月以降、公文書公開請求書受理時点においては、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センター水産研究部から実施機関あてに提出された有機報告書及び特化報告書はないと主張している。

この点について、実施機関あてに提出された対象公文書はないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないとする実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書3が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

(5) 本件処分4について

実施機関は、弁明書において、有機報告書及び特化報告書は、事業者が遅滞なく提出することとされているが、令和3年4月1日以降に実施された有機健康診断及び特化健康診断に関して、令和4年1月末日までに、大分工業高等学校から実施機関あてに提出された報告書はないと主張している。

この点について、実施機関あてに提出された対象公文書はないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないとする実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書4が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定及び公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月 6日	諮 問
令和4年8月 9日	事案審議（令和4年度第3回審査会）
令和4年8月31日	答申決定（令和4年度第4回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁 護 士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	